

令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金

執行団体募集要項

※本補助金は、これから創業しようとしている方、既に創業されている方に対する補助金ではありませんのでご注意ください。

○応募受付及び詳しい事業内容等

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業創出課 創業支援・産業DXグループ 担当：中原、高岡 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2	
TEL	089-912-2472
FAX	089-912-2469
e-mail	sangyososyutsu@pref.ehime.lg.jp
本募集要項及び様式等は、次のホームページからダウンロードすることができます。 http://www.pref.ehime.jp/ 〔愛媛県ホームページ⇒組織で探す⇒産業創出課⇒「創業支援」に掲載〕	

○募集期間

令和8年3月19日（木）から令和8年3月25日（水）午後5時まで

○応募方法

郵送又は持参（募集期間内必着のこと。）

令和8年3月

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課

目 次

「令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金」執行団体の募集要項

ページ

1	目的	1
2	事業スキーム	1
3	事業内容	1
4	事業実施期間	1
5	応募資格	1
6	補助金交付の要件	2
7	補助金の支払い	2
8	応募手続き	3
9	執行団体（補助事業者）の選定	3
10	執行団体（補助事業者）の選定数	4
11	想定スケジュール	4
	別表	5
	別紙1 「愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金」執行団体業務について	6
	別紙2 起業支援金支給業務について	8
	様式1	10
	様式2	11
	様式3	12

1 目的

愛媛県では、地域経済の持続的な発展を目指し、経済活力の源泉ともいわれる創業の創出につなげるため、創業希望者が愛媛県内での創業及び創業後の事業実施に要する経費の負担軽減を図り、地域経済の新たな担い手として円滑なスタートアップを後押しする支援事業を行う民間団体等に対して「令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金」による助成を行います。

2 事業スキーム

本事業は、以下のスキームによる補助事業です。

愛 媛 県

(申請) ↑ ↓ (令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金:補助率定額 (10/10))

愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金に係る執行団体 (補助事業者) ※今回募集

(申請) ↑ ↓ (起業支援金:補助率 1 / 2) ※併せて伴走支援を実施

起業支援金支給対象者 ※執行団体が公募

3 事業内容

本事業における執行団体の業務の内容は、別紙1「令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金執行団体業務について」のとおりとします。

4 事業実施期間

原則、令和9年3月10日(水)までとします。

5 応募資格

愛媛県内全域を対象地域とし、創業希望者に対して創業期の諸経費に充てる起業支援金を支給する事業の執行と、法人化及び事業定着までの一連の伴走支援を一体的に行うことができ、次の(1)～(8)までの全ての条件を満たす民間団体等とする。

- (1) 愛媛県内に主たる事務所を有する法人で、事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。
- (2) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 業務を推進するうえで愛媛県が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- (4) 地方地自法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 募集期間中において、愛媛県から補助金等の交付の一時停止又は競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (6) 募集期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 応募期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

6 補助金交付の要件

(1) 予算額等

本業務を遂行するための愛媛県令和7年度2月補正予算額は、35,996千円（うち起業支援金30,000千円）です。

補助対象経費の区分は、別表のとおりとします。

なお、補助対象経費は、可能な限り合理化に努めるものとします。

(2) 補助率・補助上限額

執行団体に対する補助率は、定額補助（10/10）とし、補助額は35,996千円（うち起業支援金30,000千円）を上限とします。

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、地域未来交付金の交付決定内容を踏まえ、愛媛県と調整した上で決定することとします。

※補助対象経費からの消費税の除外

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる執行団体（補助事業者）にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ・消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない補助事業者
- ・免税事業者である補助事業者
- ・簡易課税事業者である補助事業者
- ・国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ・課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税等仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(3) 補助の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その返還を求める。

- ①提出書類に虚偽の記載があつたとき
- ②補助事業の実施について不正行為があつたとき
- ③補助事業を中止又は廃止したとき
- ④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

7 補助金の支払い

(1) 支払時期

補助金の支払いは、原則、精算払いです。ただし、愛媛県知事が認めた場合は、概算払いが可能です。

(2) 支払額の確定方法

本事業終了後、補助対象事業者より提出いただく実績報告に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内であつて、実際に支出を要したと認められる費用の合計額となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類

及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容については厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますので、ご注意ください。

8 応募手続き

執行団体として補助を希望される団体等は、別添の応募申請書（様式1）を募集期間内に提出してください。様式は、愛媛県のホームページからダウンロードできます。

（1）募集期間

募集開始日 令和8年3月19日（木）

募集締切日 令和8年3月25日（水）午後5時必着

（2）応募方法

郵送又は持参により応募してください。

いずれの場合も、令和8年3月25日（水）午後5時までに必着とします。また、郵送の場合は、「（5）応募受付、問い合わせ先」まで「応募申請書を郵送した」旨を電話又は電子メールでご連絡ください。

なお、持参の場合は、次の住所となります。

【持参の場合の住所】 〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟3階

（3）提出書類

応募申請書（様式1）

その他、応募申請書に記載する必要書類

- ・法人の定款
- ・法人の概要が分かる説明資料
- ・法人の直近3年分の事業報告及び決算書
- ・事業実施計画書（様式2）
- ・事業実施計画に係る補足説明資料
- ・事業経費内訳（様式3）
- ・事業経費内訳に係る補足説明資料

（4）提出部数

正本1部、副本4部とします。

（5）応募受付（詳しい事業案内等）、問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業創出課

創業支援・産業DXグループ 担当：中原、高岡

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL：089-912-2472（係代表）

E-mail：sangyosoyutsu@pref.ehime.lg.jp

様式のダウンロード <http://www.pref.ehime.jp/>

[愛媛県ホームページ⇒組織で探す⇒産業創出課⇒「創業支援」に掲載]

9 執行団体（補助事業者）の選定

（1）執行団体（補助事業者）の審査は、別途設置する庁内審査委員会による審査を経て知事が決

定します。

(2) 応募申請書に基づき書類審査を実施しますが、軽微な書類上の不備等がある場合は補正を求めることがあります。

(3) 審査の結果は、申請者に文書でお知らせします。採択された場合は、補助金の交付に係る手続きに移ることになります。

10 執行団体（補助事業者）の選定数

1 者

11 想定スケジュール

令和8年3月19日（木）	執行団体の募集開始
令和8年3月25日（水）午後5時	執行団体の募集締切
4月上旬	執行団体の選定
4月上旬	補助金交付申請、交付決定
4月中旬～	起業支援金支給対象者の募集、外部審査会での審査、 起業支援金支給対象者の決定等
令和9年3月10日（水）	補助事業の終了
令和9年3月31日（水）まで	執行団体に対する検査及び補助金額の確定・支払い

執行団体は、補助金交付決定及び補助金交付申請の状況等に応じて必要があれば、愛媛県知事に指示を仰ぐものとします。また、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、執行団体は速やかに愛媛県知事の指示を仰ぐものとします。

別表

区分		補助対象経費
執行団体業務経費	起業支援金受給希望者の公募、審査、起業支援金支給対象者の決定、検査等	<p>補助事業の実施に要する経費 (人件費(※1)、事務所等借料、謝金(※2)、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他経費(伴走支援事業の遂行上、必要となる経費)等)</p> <p>〔 ※1 人件費については、執行団体が本事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。 ※2 謝金については、外部審査委員への謝金等のほか、執行団体以外の起業支援機関等と連携した起業等に関する伴走支援業務等を行う場合、対象となる。 ただし、他事業と合同で実施する場合には、本事業に係る部分のみを対象経費とする。〕</p>
	起業支援金支給対象者に対する伴走支援	
	その他、知事が必要と認めるもの	
起業支援金支給経費		<p>起業支援金支給対象者へ支払う経費 (起業支援支給対象者が支出する人件費(※)、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費のうち、執行団体が認めたものについて補助率2分の1、上限額200万円)</p> <p>〔 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。〕</p>

別紙 1

「令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金」執行団体業務について

1. 業務内容

執行団体は本事業の円滑な実施のため、以下の業務を行います。

- ① 本事業の周知
- ② 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ③ 起業支援金の支給申請に関する公募
- ④ 起業支援金の支給申請に関する審査及び採択者に対する起業支援金の支給
 - ア 申請事業計画の審査（外部委員会の開催による審査、外部委員の選定等）・採択決定（15件程度採択を予定）
 - イ 支給対象者に対する支給決定業務
 - ウ 支給対象者の事業実態（交付決定事業開始及びその後の事業運営）の確認
 - エ 支給対象者に対し支払うべき額の確定検査
 - オ 起業支援金の支払い（精算払い）
 - カ 支給決定事業終了後の起業者の事業化及び収益状況に係る愛媛県への報告（5年間）
 - キ 支給を受けた者の財産管理の監督
- ⑤ 本事業の伴走支援
 - 申請事業計画の確認・相談（申請書の作成代行は不可）、起業者の事業計画相談対応、起業者の進捗状況の確認、起業者の経理処理状況の管理・指導、起業者の販路開拓等の経営支援、起業者へのセミナー開催及び相互のネットワーク形成支援、地域での事業継続に係る支援等
- ⑥ その他の事業管理に必要となる事項についての対応

2. 起業支援金の支給要件等について

起業支援金の支給要件等に関しては、別紙 2 に定めるほか、令和 8 年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業実施要領第 6 条第 1 項の規定により執行団体が定める支給規程によるものとします。

なお、支給規程は、以下の事項を記載するものとします。

- 一 起業支援金の支給対象要件及び支給額
- 二 起業支援金の支給申請及び実績報告
- 三 起業支援金の支給決定及び額の確定等
- 四 申請の取下げ
- 五 計画変更の承認等
- 六 起業支援金の支払い
- 七 支給決定の取消し等
- 八 執行団体による調査
- 九 個人情報保護等に係る対応
- 十 その他必要な事項

3. 起業支援金支給事業の実施に関する県との調整

執行団体は、起業支援金の支給申請の状況及び支給決定等に関して必要があれば、起業支援金対象期間等について、愛媛県知事に指示を仰ぐものとします。また、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、執行団体は速やかに愛媛県知事の指示を仰ぐものとします。

4. 指導監督等

- ①愛媛県は、執行団体による本事業の実施に関し、指導監督を行います。
- ②執行団体は、起業支援金支給先の決定に当たっては、必要に応じて、申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、愛媛県に対して協議するものとします。
- ③愛媛県は、執行団体に対し、起業支援金支給先の決定に当たって、事前の協議の際に、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとします。
- ④執行団体は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく愛媛県に対し報告及び相談を行うものとします。
- ⑤愛媛県は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとします。
- ⑥執行団体は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、愛媛県に対し速やかに報告するものとします。

5. 事業実施に関して執行団体が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

執行団体が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用への対応については、愛媛県と協議するものとします。

別紙 2

起業支援金支給業務について

1. 支給対象者

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 本事業の交付決定日以降、支給規程の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等（大企業及びみなし大企業は除く。）の設立を行い、その代表者となる者であること。なお、本事業の公募開始日より前に既に設立されている法人の代表者、あるいは開業届出がなされている個人事業主においては、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行い、その代表者となる者とする。
- (2) 愛媛県内に居住していること、又は、支給規定の事業期間完了日までに、愛媛県内に居住することを予定していること。
- (3) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者であること。
- (4) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- (5) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

2. 支給対象事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 地域活性化関連分野において、デジタル技術を活用して地域の課題の解決に資する社会的事業（※）であり、新たに創業する事業であること。

※社会的事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①愛媛県の地域資源を活かして地域課題を解決するビジネスとなっていること（社会性）
 - ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - ③地域が求めるニーズに対して、必要なサービス等が供給されていること（必要性）
 - ④生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
- (2) 愛媛県の管内で実施する事業であること。
 - (3) 本事業の交付決定日以降、別途定める支給規程の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。
 - (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
 - (5) 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

3. 外部委員会設置

社会的事業（社会性、事業性、必要性、デジタル技術の活用）に知見を有する複数（三名以上）

の者等からなる外部委員会を設置し、起業支援金の支給対象者を決定するものとする。なお、外部委員には1名以上、実際に起業・事業経営を行った経験を有する者を交えることとする。

4. 採択基準

起業支援金は、外部審査会の審査の評価等を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

5. 対象経費の区分

新たに起業する者が起業に要する経費：人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費

6. 補助率

対象経費の2分の1以内

7. 補助上限額

200万円（1件当たり）

8. 支給予定件数

約15件

9. 募集方法と申請受付期間

事業開始後、準備が整い次第速やかに公募受付を開始するものとする。

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

「令和8年度愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金」執行団体の応募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 法人の定款
- 2 法人の概要が分かる説明資料
- 3 法人の直近3年分の事業報告及び決算書
- 4 事業実施計画書（様式2）
- 5 事業実施計画に係る補足説明資料
- 6 事業経費内訳（様式3）
- 7 事業経費内訳に係る補足説明資料

※代表者印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名及び連絡先を記載し、電子メールにより県の担当者及び上席者並びに本件担当者の上席者を宛先（To 又は Cc に指定）として提出してください。

本件責任者（職氏名・電話番号）	
担 当 者（職氏名・電話番号）	

(担当者欄)

所属部署名：

役職名：

氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。）
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可）
法人の種類	
本事業への応募理由	
愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金執行団体業務	
愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金の執行団体業務をどのように行うか。	
愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫	※そうした提案があれば、記載ください。
事務の実施体制と事務費用	
上記の事務を実施するための事務の実施体制・人員	※具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適切な理由についても記載してください。
上記の事務を実施するために要する費用の合理性	※内訳については様式3に記載してください。

事業経費内訳

必要となる事務費の項目		経費の見積額
起業支援金の支給		
小計		
執行団体業務	起業支援金受給希望者の公募、審査、起業支援金支給対象者の決定、検査等	
	起業支援金支給対象者に対する伴走支援	
	その他、知事が必要と認めるもの	
小計		
合計額		